

■三浦縦貫道路 ワンストップ型 ETC 社会実験利用規約

(三井住友トラストクラブ株式会社 ダイナースクラブ ETC カード)

(本規約の趣旨)

第1条 三浦縦貫道路 ワンストップ型 ETC 社会実験利用規約（以下「本規約」といいます。）は、神奈川県道路公社（以下「当公社」といいます。）が利用者に対して、ETC 多目的利用サービスの拡大に向けた取組みの一環として、三浦縦貫道路の料金所にて ETC システム（一旦停止を前提とする「ワンストップ型 ETC」）によるキャッシュレス決済を行うネットワーク型 ETC 技術 社会実験（以下「本実験」といいます。）の利用等についての基本的事項を規定したものです。

(用語定義等)

第2条 「ネットワーク型 ETC 技術」とは、遠隔地に設置したセキュリティ機能を有した情報処理機器と有料道路等における複数の路側機を通信ネットワークで接続し、路側機で取得した情報を集約させて一括処理することで、ETC カードを用いた決済の安全性を確保する技術をいいます。

2 「ETC システム」とは、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号。以下「特措法」といいます。）第 2 条第 5 項に規定する料金の徴収を自動化するための機器及びこれを作動させるシステムの集合体をいいます。

3 「車載器」とは、特措法第 24 条第 1 項本文の自動車又は車両に搭載して無線の交信により道路を通行したことを記録するための装置をいいます。

4 「利用者」とは、次の各号の要件をすべて満たす者をいいます。

(1) 本規約に同意の上、会員管理サイト（アマノ株式会社が提供する ETC カード番号を登録するシステム。以下同じ。）から、第 4 条に定める事項を登録していること

(2) 本実験の趣旨を理解し、本実験に自ら参加すること

(3) 三井住友トラストクラブ株式会社が発行するダイナースクラブカードを所持又は加入手続きし、このカードに紐づく有効なダイナースクラブ ETC カードの番号にて登録すること

(4) 本実験の期間中に前号に規定する同一の ETC カードを使用できること

(5) 会員管理サイトに登録したダイナースクラブ ETC カードを車載器に正しく挿入し、車載器メーカーが別途指定する方法により適正に取り付けられた車両で使用する

(6) その他、当公社が本実験の運営に支障があると認める事由がないこと

5 「社会実験案内ホームページ」（以下「ホームページ」といいます。）とは、本実験の内容紹介、利用者登録に必要な情報を登録するための会員管理サイトへのリンクなどを掲載した本実験専用のホームページのことをいいます。

6 「社会実験事務局」（以下「事務局」といいます。）とは、本実験の運営等に関わる窓口業務等を行う主体をいいます。本実験の運営等に必要となる場合は、事務局から利用者への連絡等を行う場合があります。

(社会実験期間)

第3条 本実験の期間は、ホームページにおいて告知するものとします。なお、本実験の期間に

変更がある場合は、ホームページにおいて告知するものとします。

(利用者の登録)

第4条 利用者は、本実験に参加するため、次の各号に掲げる事項を会員管理サイトから登録していただきます。

- (1) メールアドレス
- (2) ETC カード番号
- (3) ETC カード有効期限

2 登録が完了した場合、会員管理サイトから登録したメールアドレスに連絡されます。

(登録内容の変更)

第5条 登録内容の変更は以下のとおり、利用者本人が行うものとします。

2 以下の登録項目の変更は会員管理サイトのマイページから変更手続きをするものとします。

- (1) メールアドレス
- (2) パスワード
- (3) メール通知設定

3 ETC カード有効期限の変更は、神奈川県道路公社 事業企画部事業企画課(社会実験事務局)に連絡のうえ、変更手続きをするものとします。

4 ETC カード番号の変更は、会員管理サイトから一度退会手続きを行い、新規会員として再度登録するものとします。

5 利用者による第1項の届出の不備又は誤りが原因で、本実験利用上の支障が生じても、当公社は一切の責任を負いません。

(本実験内容及び利用上の注意事項)

第6条 本実験では、三浦縦貫道路での指定レーンでの利用のみを対象とします。これ以外のレーンで利用した場合、本実験の対象とはなりません。

2 登録したダイナースクラブ ETC カードを使用した場合のみ、本実験の対象となります。

3 利用者が本実験の対象となる場合は、必ず車載器に第4条の規定により登録した有効なダイナースクラブ ETC カードを挿入し、車載器の動作に異常のないことをあらかじめ確認しなければなりません。挿入したダイナースクラブ ETC カードが有効でない場合や、車載器が正常に動作しない場合などは、本実験を利用できず、事故が発生するおそれがありますので、十分に注意してください。

4 本実験の期間は、一連のシステムの安定した運用を確認するため延長する場合があります。本実験期間の変更があった場合は、ホームページで告知します。

5 本実験の利用により利用者に生じる諸費用は利用者の負担となります。

6 通信エラーまたは機器障害・機器メンテナンスにより ETC システムが利用できない場合、本実験は適用されません。

7 本実験を利用する場合は、ダイナースクラブ ETC カードの情報の適切な送受信及び事故防止のため、指定の料金所ブースの手前で、必ず一旦停止することとします。

8 その他、利用者は事務局からホームページにより告知される本実験利用方法を遵守するもの

とします。

- 9 本実験を評価するため、料金所ブースでの料金徴収の様子を撮影した動画を利用する場合があります。
- 10 利用者は、三浦縦貫道路の利用に際しては、関係法令及び当公社諸規定を遵守しなければなりません。

(紛失・盗難等)

- 第7条 利用者は、本実験においてダイナースクラブ ETC カードの紛失・盗難等が発生し若しくはその恐れがあるときは、利用者本人が会員管理サイトから、利用停止手続きを行うものとします。なお、ダイナースクラブ ETC カードの利用停止については、カード規約によるものとします。
- 2 前項に基づく措置が採られたことにより、利用者又は第三者に何らかの損害又は不利益が生じた場合であっても、当公社は一切の責任を負いません。

(利用に関する疑義への対応)

- 第8条 当公社は、利用者登録時のダイナースクラブ ETC カード番号の登録誤りなどにより本実験が正しく利用できないと認めたときは、利用者に代わり又は利用者と共同で、ダイナースクラブ ETC カード番号の調査及び確認をすることがあります。
- 2 利用者は、前項に定める措置に関して、当公社からの問合せ等に対し回答する必要があります。

(本実験提供の終了等)

- 第9条 当公社は、次の各号のいずれかの事由があるときは、利用者に事前に通知することなく、本実験の提供を停止又は終了することがあります。
- (1) 本実験の提供のための施設及び ETC システムに係る保守点検又は更新作業を定期的又は緊急に行うとき
 - (2) 天災地変その他の不可抗力、停電又はシステム障害等により、本実験の提供が困難であるとき
 - (3) 前2号に掲げるほか、当公社が本実験の提供の停止又は終了が必要と判断したとき
- 2 前項各号に定める場合のほか、当公社は、技術上又は営業上の判断により、本実験の提供を停止若しくは終了又は変更することができます。
 - 3 前2項に基づく措置が採られたことにより、利用者又は第三者に何らかの損害又は不利益が生じた場合であっても、当公社は一切の責任を負いません。

(登録の解約)

第10条

- 1 利用者は、本実験の登録を解約する場合は、会員管理サイトのマイページから退会手続きをするものとします。
- 2 利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、当公社は事前に通知することなく、直ちに利用者資格を喪失させることができるものとします。これにより利用者何らかの損害又は不利

益が生じたとしても、当公社は一切の責任を負いません。

- (1) 本実験の登録内容に虚偽の事実があることが判明した場合
- (2) 本実験で登録されたダイナースクラブ ETC カードが無効である場合
- (3) 本規約に違反した場合
- (4) その他法令又は公序良俗に反するなど、利用者として相当でないと認められる事情がある場合
- (5) 利用者が死亡した場合

2 利用者は、登録を解約した場合においても、第 12 条及び第 13 条の範囲で登録した情報を利用されることに同意するものとします。

(本実験に係る通信費用等)

第 11 条 本実験に係る利用者からの通信費用及び電子メールを受信するための通信費用は、利用者の負担となります。

(登録情報の取扱い)

第 12 条 会員管理サイトにてお預かりした登録情報は、情報を取り扱う各社が定める個人情報保護規程に従い、適切に管理します。

神奈川県道路公社

https://www.kdt-kousha.or.jp/site/wp-content/uploads/2017/10/kojin_joho.pdf

アマノ株式会社

<https://www.amano.co.jp/privacy.html>

2 当公社は、通常の道路管理を行う目的で記録画像・映像等を保持しており、当公社が定める個人情報保護規程に従い、適切に管理します。

(委託)

第 13 条 利用者は、当公社が本実験の運営の一部について、当公社との契約関係にある業者に對して委託することに同意するものとします。

(損害賠償)

第 14 条 当公社は、当公社に故意又は重大な過失がある場合を除き、本実験により発生した利用者の損害に対し、いかなる責任も負いません。

2 利用者は、本規約又は関連する法令等に違反し、第三者又は当公社に対して何らかの損害を与えた場合は、自らの責任と費用をもって当該損害の賠償を行うものとします。

(規約の変更)

第 15 条 当公社は、本規約の内容を予告なしに、また、利用者から事前に同意を得ることなく、変更する場合があります。

2 前項の変更を行う場合、当公社は、変更の内容をホームページに掲載し利用者に通知します。

3 当公社が本規約の変更を通知した後に、利用者が本実験を利用したときは、本規約の変更に同意したものとします。

(通知、連絡等)

第 16 条 当公社からの連絡は、原則として第 4 条の規定により利用者が登録した電子メールアドレスに下記メールアドレスから通知します。

(1) jimukyoku@kdt-kousha.or.jp (連絡用)

(2) henshin2@kdt-kousha.or.jp (登録申し込み受付時の自動返信用)

(3) parkingweb@amano.co.jp (登録完了時の自動返信用、通行時決済完了通知用)

(4) etc-info2023@n-koei.co.jp (特典についての通知用)

2 本実験及び本規約に関するお問い合わせは、事務局である下記窓口へお願いします。

社会実験事務局

神奈川県道路公社 事業企画部事業企画課内 社会実験利用者担当

TEL 045-228-9399 (電話受付時間 平日 10:00 から 16:30 まで)

電子メールアドレス jimukyoku@kdt-kousha.or.jp

(反社会的勢力との取引拒絶)

第 17 条 利用者登録申込者は、次の各号のいずれにも該当しないこと、並びに利用者登録後もこれらに属さないことを確約するものとします。(次の各号に該当する者を、以下「反社会的勢力」といいます。)

(1) 暴力団

(2) 暴力団員 (暴力団の構成員)

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜団体または特殊知能暴力集団等

(6) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人その他前各号に準ずる者

2 利用者登録申込者は、現在または将来にわたって、前項の反社会的勢力または反社会的勢力と綿密な交友関係にある者 (以下併せて「反社会的勢力等」といいます。) と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを確約するものとします。

(1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係

(2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係

(3) 反社会的勢力等に対し資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係

(4) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3 利用者は、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1) 自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いること

(2) 事実を反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えること

(3) 自らまたは第三者を利用して、当公社の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること

(4) 自らまたは第三者を利用して、当公社の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること

- 4 利用者登録申込者が前各項の規定に違反していることを知った場合、または利用者登録申込者が違反していることを認めた場合（以下、違反した者を「違反行為者」といいます。）には、違反行為者は、本規約解除により当公社及び本実験提供施設等に生じた損害を賠償する責を負うものとしします。なお、違反行為者は、契約の解除を理由として、当公社及び本実験提供施設等に対し、損害賠償を請求することはできないものとしします。

（ETC カード利用の同意）

第 18 条 利用者は、ダイナースクラブ ETC カードの発行主体である三井住友トラストクラブ株式会社の ETC カード利用規程の定めに関わらず、ダイナースクラブ ETC カードを本規約に基づき三浦縦貫道路の料金の支払いを行うために使用すること、及び当該目的でダイナースクラブ ETC カードを使用した場合においても当該 ETC カード利用規程が適用されることに同意するものとしします。

（準拠法）

第 19 条 本規約の適用及び解釈に関しては、日本の法律が適用されるものとしします。

（訴訟の提起）

第 20 条 利用者と当公社は、本規約に関する訴訟の提起は、当公社の所在地を管轄する横浜簡易裁判所又は横浜地方裁判所に行うものとしします。

附則

この規約は、令和 5 年 2 月 15 日から施行する。